

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号		担当課	子育て支援課
法令名	児童福祉法	根拠条項	18の18	許認可等の内容	保育士の登録
<p>(根拠規定)</p> <p>○児童福祉法 〔登録〕 第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。 ② 保育士登録簿は、都道府県に備える。 ③ 都道府県知事は、保育士の登録をしたときは、申請者に第一項に規定する事項を記載した保育士登録証を交付する。</p> <p>○児童福祉法施行令 〔保育士の登録の申請〕 第十六条 保育士の登録を受けようとする者は、申請書に法第十八条の六各号のいずれかに該当することを証する書類を添え、その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該保育士試験を行った都道府県知事（法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関が行った保育士試験を受けた場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に提出しなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○児童福祉法施行規則 〔登録の実施〕 第六条の三十二 都道府県知事は、令第十六条の申請があつたときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が保育士となる資格を有すると認めるときは、保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第六号様式による保育士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。 ② 都道府県知事は、前項の審査の結果、当該申請者が保育士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、申請書を当該申請者に返却する。</p> <p>○児童福祉法 〔保育士の欠格事由〕 第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人 二 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 四 第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者 〔保育士となる資格〕</p>					

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

- 一 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者
- 二 保育士試験に合格した者